第1回歴史的建造物の保存等検討会座席図

平成24年9月18日(火) 専用第23会議室(19F)

	神構成員	谺構成員		垒	島田構成員	藤岡構成員	
黒尾構成員							細田構成員
金城構成員							増田構成員
金平構成員							山内構成員
鮎京構成員							
		萩原 課長補佐	矢島健康局長	疾病対策課長	2 課長補佐		
			(事	務局)			
			傍	聴席			

第1回歴史的建造物の保存等検討会議事次第

日 時:平成24年9月18日(火)

14:30~16:00

場 所:専用第23会議室(19F)

- 1. 開 会
- 2.健康局長挨拶
- 3. 構成員紹介
- 4.議事
 - (1)座長の選出について
 - (2) これまでの経緯について
 - (3)今後の進め方について
 - (4)その他
- 5.閉 会

【配付資料】

資料1 「歴史的建造物の保存等検討会」開催要項

資料 2 歴史的建造物の保存等に関するこれまでの経緯等

資料3 ハンセン病問題対策協議会における確認事項

資料4 歴史的建造物調査結果(一覧)

資料5 今後の進め方(案)

歴史的建造物の保存等検討会開催要項

1.趣旨

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条等を踏まえ、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等に資するため、歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方などの検討等を行う「歴史的建造物の保存等検討会」を開催する。

2.検討会の構成員

- (1)検討会は、入所者代表、原告団代表、施設長代表、自治会代表、弁護団連絡会、学 識経験者等から構成するものとし、健康局長が委嘱する。
- (2)座長は、健康局長が指名する。
- (3)座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4)構成員の任期は、2年とする。
- (5)座長は、検討に必要があると認めるときは、構成員以外の自治会長その他必要な者 を参考人として出席を求めることができる。

3.検討内容

- (1)歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方について
- (2)歴史的建造物等の諸調査の実施について
- (3)歴史的建造物等の保存、活用等に必要な基本的な計画について
- (4)その他

4.ワーキンググループの設置

- (1)健康局長は、歴史的建造物の保存等に関する具体的な検討を行わせるため、必要に 応じワーキンググループを置くことができる。
- (2)ワーキンググループは、検討会構成員、自治会代表、療養所代表、その他関係者から構成するものとし、健康局長が委嘱する。
- (3)ワーキンググループの構成員の任期は、2年とする。

5. その他

- (1)本検討会の庶務は、健康局疾病対策課において行う。
- (2)本検討会は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (3)この要項に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議のうえ、これを定める。

「歴史的建造物の保存等検討会」構成員名簿

鮎 京 眞知子 弁護士(ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会)

金平輝子元ハンセン病問題に関する検証会議座長

金 城 雅 春 沖縄愛楽園自治会長

黒尾和久国立ハンセン病資料館学芸課長

神 美知宏 全国ハンセン病療養所入所者協議会長

谺 雄 二 ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会長

島 田 馨 総務省人事・恩給局顧問医

藤 岡 洋 保 東京工業大学大学院教授

細 田 進 人権擁護委員

增 田 利 之 埼玉県加須市三俣小学校長

山 内 和 雄 国立療養所沖縄愛楽園長

歴史的建造物の保存等に関するこれまでの経緯等

厚生労働省健康局疾病対策課

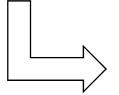
検討会設置までの経緯等

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条やハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、 平成20年12月に「歴史的建造物等保存検討作業部会」を設置し、歴史的建造物等の調査、保存・活用等に必要な基本計画の検討等を行うこととした。

歴史的建造物等保存検討作業部会・・・「ハンセン病資料館等企画運営委員会(健康局長招集の検討会)」の下に設置。 これまで4回開催。 構成員は4名。

ハンセン病問題対策協議会における確認事項において、歴史的建造物の保存等については、重監房を最優先課題として取り組むことが確認されたこと等を踏まえ、作業部会の下に「重監房再現」ワーキンググループを設置。これまで10回開催し、本年5月7日の第10回WGにおいて、「重監房再現に関する基本計画書」を取りまとめ。

本年6月22日のハンセン病問題対策協議会において、統一交渉団から「入所者が不在となった後も、納骨堂のほかに資料室、旧監禁室、旧火葬場をはじめとする療養所諸施設の永続化」について要望。



【平成24年度ハンセン病問題対策協議会における回答(6/22)】

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条等を踏まえ、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等に資するため、歴史的建造物等の保存等に関する 基本的な考え方などの検討等を行うための新たな検討会を設置。 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(抜すい)

第18条 国は、<u>ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため</u>、国立のハンセン病資料館の設置、<u>歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発</u>その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

ハンセン病療養所入所者の状況(平成24年5月1日現在)

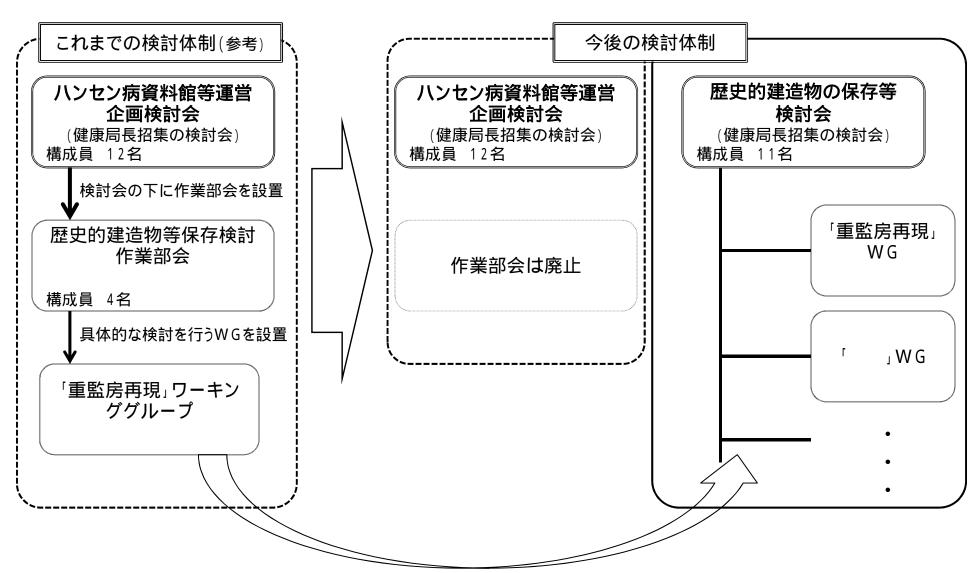
入所者数 国立 2,134名 (2,275名)

私立 10名 (14名)

計 2,144名(2,289名)

平均年齢 国立 82.1歳 (81.6歳)

検討会等の見直し



既存の作業部会に設置した「重監房再現」ワーキンググループは、新たに設置する検討会の下に移行

(参考: これまでの歴史的検討物等の検討体制)

ハンセン病資料館等運営企画検討会

- ・健康局長の私的検討会
- ·設置 平成19年11月
- ·検討内容

資料館の事業内容

資料館の運営のあり方 等

·開催状況

現在まで8回開催

·構成員 (50音順 座長)

鮎 京 弁護士

神 全療協会長

谺 全原協会長

佐 川 ハンセン病資料館運営委員

島 田 総務省人事·恩給局顧問医

鈴 木 青山学院大学教授

半 田 たばこと塩の博物館学芸部長

日比野 ジャーナリスト

增 田 埼玉県加須市立三俣小学校長

山 内 国立療養所沖縄愛楽園長

山 口 (財)笹川記念保健協力財団常務理事

横 田 (財)人権教育啓発推進センター理事長

歷史的建造物等保存作業部会

- ・ハンセン病資料館等運営企画検討会(健康局長の私的検討会)の下に設置
- ·設置 平成20年12月
- ·検討内容

歴史的建造物等の諸調査の実施・評価

歴史的建造物等の保存・活用等に必要な基本計画

保存工事、維持管理等の推進に関する支援策等

·開催状況

現在まで4回開催

平成21~22年度において、各療養所の調査を実施(鮎京弁護士、藤岡教授、厚労省)

重監房再現・展示施設の基本計画の検討を最優先課題とし、作業部会の下に設置した「重監房再現」に関するWGを精力的に 開催。

·構成員(作業部会長)

島 田 総務省人事·恩給局顧問医

鮎 京 弁護士

藤 岡 東工大大学院教授

成 田 ハンセン病資料館長

「重監房再現」ワーキンググループ

- ・歴史的建造物等保存検討作業部会の下に設置
- ·設置 平成21年10月
- ·検討内容

重監房再現のための諸調査の実施 重監房再現のための基本計画について

·開催状況

現在まで10回開催

平成24年5月7日の第10回WGにおいて、重監房再現に関する基本計画書をとりまとめ

·構成員

藤田栗生楽泉園自治会 会長

谺 栗生楽泉園自治会 副会長

鮎 京 弁護士

藤 岡 東工大大学院教授

栗生楽泉園、群馬県、草津町、厚労省

新たな検討体制

〔 歴史的建造物の保存等検討会 〕

趣旨

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条等を踏まえ、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等に資するため、歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方などの検討等を行う「歴史的建造物の保存等検討会」を開催する。

検討会の構成員

- ・検討会は、入所者代表、原告団代表、施設長代表、自治会代表、弁護団連絡会、学識経験者等から構成する。
- ・ 座長は、健康局長が指名する。
- · 任期は2年間とする。
- ・ 座長は、構成員以外の自治会長その他必要な者を参考人として出席を求めることができる。

検討内容

- ・ 歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方について
- ・ 歴史的建造物等の諸調査の実施について
- ・ 歴史的建造物等の保存、活用等に必要な基本的な計画について
- ・ その他

ワーキンググループの設置

・ 必要に応じてワーキンググループを設置する。

〔ハンセン病問題対策協議会における確認事項〕

平成19年度確認事項

歴史的建物·資料の保存復元等については、重監房を最優先課題として取り上げ、平成20年度を 目処に調査検討する場を設ける。

平成20年度確認事項

重監房復元、重監房跡地及び各療養所の歴史的建物・資料の保存については、国の責任で行うこととし、具体的な実現の方法について検討する場を設ける。

平成21年度確認事項

- ・重監房については、今年度中に再現(復元)内容について基本計画策定に着手し、来年度の再現 (復元)着手に向け、必要な予算の確保に努める。
- ·各園の歴史的建造物·資料については、保存·復元にとどまらず、有効活用していくことも国の責務 であることを確認する。

平成22年度確認事項

- ・重監房再現・展示施設については、維持管理啓発のあり方も含めて、ワーキンググループの意見を反映するものとし、平成24年の建築着工を目指し、基本計画及び設計に必要な費用を平成23年度予算で確保に努める。
- ·全国の各療養所にある史跡·歴史的建造物·資料に関する訪問調査を本年中に終了するために、 必要経費と日程を確保する。
- ·各園の史跡等の保存については、引き続き検討作業部会で関係者からの意見を踏まえつつ検討 する。
- · 各園の史跡· 歴史的建造物·資料の修復保存に必要な経費は国が確保する。

平成23年度確認事項

- ・歴史的建造物等保存事業(以下、本事業という)の目的は、ハンセン病隔離政策の歴史・実態を後世に伝える建造物・史跡等を保存・復元することによって、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発を実施し、ハンセン病患者の名誉回復を図ることにある点を確認した。
- ・作業部会で各療養所を訪問して調査を行った対象物については、前項の目的に鑑み、歴史的価値がなくあるいは乏しいものであっても、ハンセン病政策の歴史・実態を伝える建造物・史跡等であれば本事業の対象とし、それぞれの保存・復元の可能性について、作業部会で検討・評価する。
- ・重監房再現展示施設の内容及び跡地の保存方法については、「重監房」ワーキンググループにお ける合意を得て策定される基本計画を尊重する。
- ・全国全てのハンセン病療養所にある納骨堂については、入所者をはじめらい予防法による被害者の意志を十分に尊重し、遺骨について故郷にお返しする努力を最大限行いつつ、永久に国が責任を持って管理する。 7

平成19年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会(以下、併せて「統一交渉団」という。)とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、平成19年8月22日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下の通り合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 「ハンセン病を正しく理解する週間」の時期の移行及び内容などについて、厚生労働省から具体案を統一交渉団に提示して協議し、今年度中に結論を得られるよう努める。
- 2(1) 医療機能評価機構の受審に関しては、次年度は2施設につき実施するよう努める。 (2) 平成20年4月から駿河療養所の常勤内科医師を確保するよう最大限努める。また、引き続き、13療養所における医師の確保に努める。
- 3(1) 歴史的建物・資料の保存復元等については、重監房を優先課題として取り上げ、 平成20年度を目途に調査検討する場を設ける。また、検討に必要な調査または 準備については、統一交渉団と協議しながら、直ちに着手できるよう努める。
 - (2) 国立ハンセン病資料館の運営については、健康局長参集の運営企画検討会を速やかに設置・開催する。
 - (3)ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会が円滑に運営できるよう、来年度の予算確保に努める。
 - (4) 統一交渉団から強制堕胎・胎児標本等に見られる非人間的扱いがあったと指摘されたことについて、副大臣は、改めて謝罪の意を表明した。
- 4 「退所者入院制度の導入」に関しては、社会復帰・社会生活支援作業部会で、引き 続き協議を行う。
- 5 らい予防法廃止法及び厚生労働省設置法において、入所者及び再入所者の療養を行うことを目的としている国立ハンセン病療養所では、健康保険の被保険者等を対象とした保険医療機関の指定を受け、一般の入院医療を提供することは想定していないことを確認した。

平成20年 3 月26 日

統一交渉団 合介 なん 二重が

ハンセン病問題対策協議会座長 厚生労働副大臣



平成20年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会(以下、併せて「統一交渉団」という。)とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、平成20年8月27日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下の通り合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1(1) 新たに、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律施行の日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」とし、厚生労働省の主催による追悼、慰霊と名誉回復の行事を行う。
 - (2) 上記行事及び措置の内容については、統一交渉団と協議の上これを決定する。
- 2(1)「国立ハンセン病療養所における健康保険を使った退所者入院制度」に関しては、各療養所の入所者自治会の合意を前提とし、退所者の医療体制の整備・充実に向けた施策の一つの可能性として作業部会で検討を行う。
 - (2) 厚生労働省は、退所者給与金について、平成21年4月物価スライド制導入に向けて努力する。
 - (3) 退所者及び非入所者の安定かつ安心した社会生活を実現するために、本人のみならず、その家族も視野に入れた偏見差別解消策及び社会内生活支援策を今後の検討課題とする。
- 3(1) 統一交渉団と厚生労働省は、療養所の将来の在り方を検討するに当たり、会合を通じ信頼関係を築く必要があるとの認識で一致した。
 - (2) 統一交渉団と厚生労働省は、上記認識に立って、今秋から、療養所の将来構想を考える上で、各療養所に共通する課題について検討する場として作業部会を開催する。
- 4 厚生労働大臣の「国の誤った隔離政策という歴史背景を踏まえ、国家公務員の定員管理 についての閣議決定での「公務執行上真に必要」との点について、政治の決断として何が できるか検討課題として取り組む。」との発言を受け、それについて厚生労働省は必要な 検討を行う。
- 5(1) 重監房復元、重監房跡地及び各療養所の歴史的建物・資料の保存については、国の責任 で行うこととし、具体的な実現の方法について検討する場を設ける。統一交渉団はそれに 全面的に協力する。
 - (2) ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会については、来年度も継続の必要があるとされた場合にも対応できるよう、来年度の予算確保に努める。
 - (3) 国立ハンセン病資料館の運営について
 - ① 今後の委託先については統一交渉団の意見を聞きながら進める。
 - ② ハンセン病資料館等運営企画検討会を今秋に開催する。
 - ③ 厚生労働省は、国立ハンセン病資料館の運営にあたって、統一交渉団からの「隔離政策の実行に当たった者たちは運営に関与すべきではない」との申し入れを尊重するものとする。

平成20年/2月26日

代表が分がする

ハンセン病問題対策協議会座長

厚生労働副大臣

平成21年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会(以下、併せて「統一交渉団」という。)とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、平成21年6月22日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下の通り合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 厚生労働省は、今後、ハンセン病患者・元患者の慰霊・追悼を目的とする碑の建立及び その内容等について統一交渉団と協議する。
- 2(1) 厚生労働省は、退所者が健康保険を適用して国立ハンセン病療養所で入院治療を受けられる制度については、保険制度を活用する場合に解決すべき点などについて検討し、作業部会で協議する。
 - (2) 厚生労働省は、退所者給与金に対する物価スライド制の導入について、昨年度協議会で確認されながら実現されなかったことに遺憾の意を表明した。引き続き、同制度を平成22年度に導入できるよう努力する。
 - (3) 退所者及び非入所者の家族をも視野に入れた社会内生活支援策として、退所者給与金または、非入所者給与金を受給している者が死亡した後も遺族に対し相当額の給与金を支給する制度について作業部会において検討する。
- 3(1) 国立ハンセン病療養所における具体的な医師確保対策について検討するために、全療協、 厚生労働省、施設長協議会及び国立病院機構の四者によって構成される意見交換の場を速 やかに設ける。
 - (2) 国立ハンセン病療養所における看護師の欠員については、各国立ハンセン病療養所において策定する看護師の採用活動計画に基づき、本年度及び来年度の両年の看護師採用活動を通じて、その確保に努める。
 - (3) 国立ハンセン病療養所の定員のあり方については、入所者の高齢化が進行し、認知症や四肢の障害等を有する者が増加している状況を踏まえ、必要な療養体制の確保に努める。
- 4(1) 重監房については、今年度中に再現(復元)内容について基本計画策定に着手し、来年度の再現(復元)着手に向け、必要な予算の確保に努める。基本計画策定にあたっては、専門家への調査委託等を積極的に検討するとともに、同事業の意義を国民全体に普及し、次世代に伝えていくために、シンポジウム等の可能性を含め、有効な方策を統一交渉団と相談しながら検討する。
 - (2) 各園の歴史的建造物・資料については、保存・復元にとどまらず、有効活用していくことも国の責務であることを確認する。
 - (3) 長島愛生園と菊池恵楓園の学芸員配置の要請については、厚生労働省の責任において、前向きに早期解決を図る。
 - (4) 検証会議の提言に基づく再発防止検討会の報告書において法的措置を必要とされる事項 については、各法律の所管部署にきちんとした引き継ぎを行う。
- 5(1) 省令の解釈、利用指針のあり方について、厚生労働省が各施設長に対して、指導した内容、説明に際して配布した文書を入所者自治会に開示して、情報の共有化を図る。
 - (2) 入所者の意見を尊重した上で、国立ハンセン病療養所が一般住民の利用に当たり、保険 医療機関として指定を受けた場合には、入院治療にかかる医薬品購入費等必要な予算につ いて、確保に努める。

平成22年 / 月 | 3日



平成22年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会(以下、併せて「統一交渉団」という。)とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、平成22年6月22日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、さらに、この協議会における懸案について、平成22年9月9日に回答の会を開催した。これらを踏まえ、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 厚生労働省は、今後、ハンセン病患者・元患者に対する追悼を目的とする「碑」の 内容等について、来年度中の完成を目指して作業部会で統一交渉団と協議する。
- 2(1) 退所者が健康保険を適用して国立ハンセン病療養所で入院治療を受けられる制度については、沖縄愛楽園において、病棟のうち4床を保険医療機関の指定を受けて地域に開放することとし、他の園での実施については、入所者の意見を踏まえたうえで検討する。
- (2) 厚生労働省は、統一交渉団からの退所者給与金に対する物価スライド制の導入に関する要望の撤回について同意した。
- (3) 退所者給与金を受給していた者が死亡した後も、その遺族に対して何らかの支援が可能であるかどうかについて、社会復帰社会生活支援作業部会において引き続き検討する。
- 3 国立ハンセン病療養所の定員のあり方については、一方で、国家公務員全体について平成21年7月1日の閣議決定において平成22年度から平成26年度までの削減目標が示されつつも、他方で、平成21年7月9日の衆議院本会議及び平成22年5月21日の参議院本会議において、「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」がなされたことを踏まえ、厚生労働省は必要な療養体制の確保及び充実に努める。
- 4(1)ハンセン病問題の歴史を伝える建造物・史跡・資料の保存復元
 - ① 重監房再現・展示施設については、維持管理啓発のあり方も含めて、ワーキンググループの意見を反映するものとし、平成24年の建築着工を目指し、基本計画及び設計に必要な費用を平成23年度予算で確保に努める。同施設の国有財産としての管理方法については、財務省と協議を進める。重監房跡地については、将来にわたって保存するために、関係者との調整を進める。
 - ② 全国の各療養所にある史跡・歴史的建造物・資料に関する訪問調査を本年中に終了するために、必要経費と日程を確保する。各園の史跡等の保存については、引き続き検討作業部会で関係者からの意見を踏まえつつ検討することとし、専門家コンサルティングも含めた必要経費を平成23年度予算で確保に努める。

各園の史跡・歴史的建造物・資料の修復保存に必要な費用は国が確保する。菊池 恵楓園の社会交流館への学芸員の配置を平成22年度内に実現する。

(2) 納骨堂のあり方については、その将来のあり方に関する入所者の意見を踏まえ、検討する。その際、入所者の国の責任で永久保存してほしいという意見を十分に尊重する。

- (3) 再発防止検討会最終報告書の提言に基づく患者の権利条項・「医療基本法」の制定の要望については、厚生労働省において関係当局間で共有する。
- 5(1) 国立ハンセン病療養所の将来構想について、厚生労働省は、有床診療所構想を想定していないことを確認するとともに、将来構想における厚生労働省への批判をしっかりと受けとめ、改めて各課題に対して取り組むことで、将来のあり方につながるよう努める。
- (2) 回答の会において、厚生労働省は、沖縄愛楽園について4床を地域に開放するための患者食糧費等について、概算要求したことを説明するとともに、奄美和光園の外来については、当面、内科として外来再開するよう調整したいと回答し、統一交渉団はこれを了承した。
- (3) 大島青松園の船員問題については、官用船の内一隻を民間委託することとしたいとする厚生労働省と、これに対して反対する統一交渉団の間で一致を見なかったため、作業部会において継続協議することとした。

平成23年3月11日

統一交涉団 代表 谷 本 二 運輸

ハンセン病問題対策協議会 座長 厚生労働副大臣



平成23年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会(以下、併せて「統一交渉団」という。)とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、平成23年6月22日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1(1) 退所者給与金を受給していた者の死亡後における遺族に対して何らかの経済的支援が可能であるかどうかを検討するため、退所者の家族の状況に関するアンケート調査を実施する。アンケート項目については被害実態を踏まえて、作業部会において協議する。
 - (2) 社会内生活者及び家族のニーズに密着した総合的支援相談機関の設置については、 相談窓口が機能していないという指摘を踏まえ、現行の取り組みにおいて改善できる ことがあるか等を含め、作業部会で議論する。
- (3) 退所者が健康保険を適用して国立ハンセン病療養所で入院治療を受けられる制度については、各療養所の入所者から具体的な要望が出た段階で、その実現に向けて、必要な手続きを含めた検討を始める。
- 2(1) 厚生労働省は、ハンセン病問題のこれまでの歴史を十分踏まえ、入所者が良好かつ 平穏な療養を受けられるよう必要な体制の充実に引き続き最大限努める。
- (2) 国家公務員の新規採用抑制における国立ハンセン病療養所の取扱いについては、入所者の療養環境に支障をきたすことがないよう特別の配慮をしたが、引き続き医療・介護の充実に最大限努める。
- (3) 介護員の福祉職への適用について、厚生労働省は、人事院の定める福祉職俸給表の 適用の考え方との整合性等の整理が必要な事項について検討し、定員要求も踏まえ入 所者の介護ニーズに応えられるよう最大限努める。
- (4) 厚生労働省は、国立ハンセン病療養所における賃金職員の特殊な状況に鑑み、その 定員化に向けて、引き続き最大限努める。
- (5) 厚生労働省は、国立ハンセン病療養所と他の医療機関との間の医師の処遇較差等を 踏まえ、必要な処遇改善の要望をする等国立ハンセン病療養所における医師の確保に 引き続き最大限努める。
- 3(1) 歴史的建造物等保存事業について
 - ① 各ハンセン病療養所にある歴史的建造物・史跡等の保存
 - ア 歴史的建造物等保存事業(以下、本事業という)の目的は、ハンセン病隔離政策の歴史・実態を後世に伝える建造物・史跡等を保存・復元することによって、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発を実施し、ハンセン病患者の名誉回復を図ることにある点を確認した。

- イ 作業部会で各療養所を訪問して調査を行った対象物については、前項の目的に鑑み、建築史的価値がなくあるいは乏しいものであっても、ハンセン病政策の歴史・実態を伝える建造物・史跡等であれば本事業の対象とし、それぞれの保存・復元の可能性について、作業部会で検討・評価する。また、同検討・評価に際しては、各ハンセン病療養所と自治会の意見を拝聴した上で決める。
- ウ 本事業については引き続き作業部会で検討することとし、専門家コンサルティン グを含めた必要経費を平成24年度予算で確保に努める。
- エ 上記歴史的建造物・史跡の修復保存に必要な費用は国が確保する。
- ② 重監房復元(再現)事業
 - ア 重監房再現展示施設の内容及び跡地の保存方法については、「重監房」ワーキンググループにおける合意を得て策定される基本計画を尊重する。
 - イ 再現展示施設の建築工事については、平成24年度の着工を目指し、必要な予算 の確保に努めるとともに、跡地については、将来にわたって保存するために、関係 者との調整を進める。
 - ウ 再現展示施設の維持管理については、ワーキンググループの結論を踏まえ、国の 責任で行う。その運営方法については、学芸員の雇用形態を含め国立ハンセン病資 料館と十分に協議するとともに、必要な体制整備について検討を進める。
- (2) 納骨堂の永久保存と終生の在園保障

全国すべてのハンセン病療養所にある納骨堂については、入所者をはじめらい予防法 による被害者の意思を十分に尊重し、遺骨について故郷にお返しする努力を最大限行い つつ、永久に国が責任を持って管理する。

国立ハンセン病療養所については、13の国立ハンセン病療養所入所者(今後入所する者を含む)が在園を希望する場合には、その意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障する。

- (3) 学芸員の地位の安定化 すみやかに文書にて回答する。
- (4) 再発防止検討会の提言実行 すみやかに文書にて回答する。
- 4(1) 大島青松園の官用船については、当分の間再任用などにより、引き続き職員による直接運航を継続する。
- (2) 再任用ができなかった場合でも、何らかの方法で人員補充をして、職員による直接 運航を継続する。

平成23年 9 月 /日

ハンセン病問題対策協議会座長 厚生労働副大臣



(平成21~22年度 訪問調査)

歴史的建造物等保存検討作業部会

目 次

松	丘	保	養	袁		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
東	北	新	生	袁		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
栗	生	楽	泉	悥		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
多	磨	全	生	悥		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
駿	河	療	養	所		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
長	島	愛	生	悥		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
邑	久	光	明	袁		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
大	島	青	松	袁		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
菊	池	恵	楓	悥		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
星	塚	敬	愛	悥		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
奄	美	和	光	悥		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
沖	縄	愛	楽	悥		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
宮	古	南	静	袁		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8

サビルギB	調査日	対象施設	概要		評 価	備考
松丘保養園	2010/10/6	旧火葬場	【用途】土塁 【概要】・土塁は現在園の西側・北側に残っている。 (以下、入所者の証言による)・かつては園の外側に空堀があり、園内よりも園外側が一段低くなっていた。園外から見た土塁の高さは約2メートルほどだった。 (現在は空堀部分も埋まってしまい、土塁も崩れており、高さ2メートルといわれた往時の面影はない。)・昭和27年入所当時は土塁に接する園外はりんご畑だった。・土塁の上には、アカシア・ハマナスが密生していて、鉄条網のかわりになっていた。・土塁には板塀等は付属していなかった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・前回調査での評価に特に付け加える点はな い。		
		カトリック教会	る。 【用途】教会 【建設年】 【構造形式】 木造平屋付属屋付き 【履歴】	・単廊バシリカ式の簡便な教会だが、十字をかた どったステンドグラスなど、品のいいデザインでま とめられている。 ・付属屋の廊下側の3つ割りの窓中央部だけを磨 リガラスにしたあたりにも同様の配慮が見受けら れる。	A. 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
		地蔵	【用途】地蔵 【構造形式】地蔵:石造、上屋:木造 【概要】 (以下入所者への聞き取りによる) ・園内で無くなった子どもを弔うために、園内有志が建立したもの			

	調査日	対象施設	概 要		評価	備考
東北新生園	2010/7/9	新田小·中学校 葉の 木沢分校	【用途】学校(小中学校) 【建設年】昭和28(1953)年 【構造形式】 地上1階 【履歴】・新田小・中学校葉/木沢分校、昭和26(1951)年6 月4日に開校式、昭和40(1965)年3月25日閉校式、・葉/木沢分校の前には、学校教育法に基重の教育にあたっていた(昭和14(1939)年4月1日創立、昭和26(1951)年6月3日閉校)。(以下*忘れられた地の群像・東北新生園人園者自治会40年史・より)・「仮校舎は4坪の小さな部屋一つで、生徒は年度途中の転入生を含め12名で黒板とチョーク以外は、「少年の転入生を含め12名で黒板とチョーク以外は、「少年の転入生を含め12名で黒板とチョーク以外は、「少年の転入生を含め12名で黒板とチョーク以外は、「少年のまる、手によりで、19によりでは、19によりで、19によりで、19によりで、19によりで、19によりでは、19によりで、19によりで、19によりで、19には、19には、19には、19には、19には、19には、19には、19には	の姿を示す建物の一例として建築史的価値が認められ、保存する意味はあると思われる。 ・なお、平成18年に原形をとどめつつ改修が行われ、資料館として活用されている。		119
		第一火葬場跡	・直接・アングルートはT	・現時点では建築史的価値は認めにくい。園の歴史を伝える史跡として見るべきだろう。 ・前回調査での評価に特に付け加える点はない。		

	調査日	対象施設	概要	評 価	備考
栗生楽泉園	2009/4/24		[用途] 娯楽場 [建設年] 昭和7(1932)年11月 [構造形式] 木造 [規模] 地上1階 [面積] 建築面積・延床面積:150平方メートル [履歴] ・栗生楽泉園開園当初建設され、昭和14(1939)年に会館が建設されるまで娯楽場として使用 された。その後、看護学校、青年会館として使用 された。	・青年会館(木造平家、昭和6(1931)年頃)は、日本の近代、特に大正時代にしばしば用いられたハーフティンバー様式の建物で、外観は当初の状態をよくとどめている。内部は、改修によって照明も含め当初の状態があまりうかがえなくなっているが、全体として建設当時の雰囲気を伝える建物として建築史的価値が認められ、保存する意味はあると思われる。	1772
		旧本館	[用途]事務所 [建設年]昭和6(1931)年11月 [増改築年]昭和26(1951)年10月造築 [構造形式]木造 [規模]地上1階 [面積]建築面積・延床面積:39平方メートル [履歴] ・昭和6(1931)年11月、本館として建築された 後、少年舎などに使用された。 [構成材料] ・昭和33(1958)年4月1日作成の財産台帳より 屋根:スレート瓦葺 ・現在 外壁:下見板張り 屋根:トタン葺	 ・旧本館(木造平家、昭和6(1931)年頃)は、当初の姿をどの程度とどめているのかよくわからず(かなり改変されているように見受けられる)、現状では建築史的価値を見出しにくい。 ・前回調査での評価に特に付け加える点はない。 	

調査日	対象施設	概 要	評 価	備考
	重監房(特別病室)	【用途】監房 【建設年】昭和13(1938)年 【規模】地上1階 【面積】建築面積・延床面積:32.75坪 【履歴】 ・(「風雪の紋-栗生楽泉園患者50年史-』より) 1938(昭和13年)12月24日 重監房「特別病室」設置。 ・懲戒検束権に基づき、全国の療養所より園内の規律を乱した患者を収容。 ・昭和23(1948)年廃止。	・重監房跡(昭和18(1938)年)は、当初高さ約4mのモルタル塗壁で囲われていたらしいが、現在は建物を含め、基礎部分しか残っていない。したがってそれ自体には建築史的価値は見出しにくい。・しかしながら、栗生楽泉園内に重監房(特別病室)が設置され、「草津送り」として恐れられてきた同施設は、ハンセン病の隔離政策の歴史を象徴する施設の一つであり、国の普及啓発事業の一環としてハンセン病及びハンセン病対策の歴史を伝える場とするため、遺跡として維持・保存等を検討することには意味があると考えられる。ちなみに、基礎には中央部東西方向に亀裂が認められ、敷地の半分が崖側にずれている恐れがあるので、地盤の調査が必要。	
	最上舎	【構造形式】木造 【規模】地上1階 【面積】地上1階	・自由地区住宅(最上舎を含む。木造平屋)は建設年代や当初の姿を確認できないので、建築史的価値を判断できない。ただし、資料などによって往時の姿を確認した上で復元できるならば、この療養所の歴史を伝える存在として意味がある遺構と考えられる。 ・前回調査での評価に特に付け加える点はない。	

	調査日	対象施設	概要		評価	備考
多磨全生園	2010/2/18		【用途】図書館現在は理容院及び美容院として使用 【建設年】・財産台帳記載:昭和12(1937)年1月・創立50周年記念誌記載:昭和11(1936)年竣工・(下記 ¹ 創立50周年記念誌よより)「昭和11年2月3日(前略)~上野旧帝室博物館事務所外450坪の下付書を拝受し、2月10日よりその取り壊し運搬作業に着手した。12月15日全生図書館開館式挙行」 【構造形式】木造 【規模】地上1階			
		少年少女舎	と。もともと男子寮「若竹寮」と女子寮「ゆり舎」と に別れていたが、若竹寮の入所人数が少なく なったためこれを取り壊し、女子寮「ゆり舎」を改 築して少年少女舎として設置したとのこと。改築 にあたり、舎の中央部分で仕切り、男女に分け た。 ・少年少女舎として使用されなくなった後、廊下	・少年少女舎(木造平家、昭和28(1953)年)は、当初は少女舎として建てられたもので、のちに少年舎としての機能を持たせるために、中央に間仕切が入れられている。かつての状況を伝えると考えられる平面図によれば、廊下部分は板、敷きだったようだが、現在は畳敷きになっており、それに関連して廊下・部屋境の敷居が上げられている(当初のものの上に新たに敷居が載せられている(当初のものの上に新たに敷居が載せられている(当初のものの、平面計画が機能を反映するものになっている点や、相称(他の療養所建物にも見られた特徴)でつくられている点に、デザイン的配慮が感じられる。その点に建築史価値を認めることができる。・しかし、前回調査時よりも建物の傷みがひどくなっており、建築史的価値がはたして維持できる状態といえるかについて、かなりむずかしい状態になっているのが懸念される。		

調査日	対象施設	概 要		評価	備考
四县口	旧山吹舍	(株) 女 (用途) 寮舎(住宅) [建設年] 昭和3(1928)年10月 [増改築年] 修復 平成15(2003)年8月竣工 [構造形式] 木造 [規模] 地上1階 [面積] 建築面積・延床面積:145.45平方メート ル [使用状況] (以下入所者への聞き取りによる) ・12畳半の部屋に8人が住んでいた。 [構成材料] ・財産台帳より 屋根:スレート葺 現在 外壁:下見板張り・漆喰 屋根:スレート葺・トタン葺き(一部)	・旧山吹寮(木造平家、昭和3(1928)年)は、宿舎だった建物で、当初材を残しながら復元した点に建築史的価値があると考えられる。往時の姿をうかがわせる建物として保存の意義が認められる。・前回調査での評価に特に付け加える点はない。		·相行
	築山(望郷の丘)	【用途】築山 【建設年】大正14(1925)年 【履歴】 ・大正11(1922)年に購入した土地の整地に よって出た木の根を集め、逃亡防止用に掘られ た堀の残土を積み上げ、患者達の手によってつく られたもの。	・築山は「建築」ではないので、建築史的価値は 認めにくい。史跡として見るべきであろう。 ・前回調査での評価に特に付け加える点はない。		

	調査日	対象施設	概 要	評 価	備考
駿河療養所	2010/11/18	旧守衛所	[建設年]昭和19(1944)年3月 [増改築年]昭和56年3月 [構造形式]木造 [規模]地上1階 [面積]建築面積・延床面積:19.83平方メート	・旧守衛室(木造平家、昭和19(1944)年)は外装・内部とも改造が施され(一部に増築も見受けられる)、当初の姿をうかがうのがむずかしく、建築史的価値を判定する手がかりが得られない。・本療養所は傷痍軍人療養所として設置された経緯があり、当該施設は開設前(第1号患者昭和20年6月)から存在していたという点で園の歴史を伝える史跡と言える可能性はある。	
			【構造形式】木造 【規模】地上1階 【面積】建築面積・延床面積:69.3平方メートル 【履歴】 ・入所者による建築 ・、駿河会編『入所者30年の歩み』(昭和50年)よ	・綿打ち工場(木造平家、昭和32(1957)年)は、作業場と、畳敷きの部屋との2つの部分からなる。当時としては一般的な木造建築で、戦後の建物であることをあわせ考えると、現時点では建築史的価値を見出しに(い。・評価としては、前回評価時から特に変更はないが、自治会から、入所者作業により建てた施設であり、入所者の思いが残る建物である旨のコメントを得ている。	

調査日	対象施設	概 要		平 価	備考
	木工所	[用途]木工所 [建設年]昭和27年(1952)年3月31日 [構造形式]木造 [規模]地上1階 [規模]地上1階 [履歴] ・木工所として昭和60(1985)年頃まで使用 [構成材料] ・昭和34(1959)年4月1日作成の財産台帳より 屋根:セメント瓦葺 ・現在 外壁:押縁下見板張り 屋根:セメント瓦葺	してもおかしくない状況にある。 ・前回調査での評価に特に付け加える点はない。ただ、自治会から、入所者作業により建てた施設であり、入所者の思いが残る建物である旨のコメントを得ている。		
	四阿	・2005年の台風で崩壊。2006年の施設営繕で再建。	・現存する建物は、2006年に建て直されたものであり、評価の対象外と考えられる。		

調査日	対象施設	概 要		評 価	備考
	羽衣寮	【用途】寮舎(住宅) 【構造形式】木造 【規模】地上1階 【面積】建築面積・延床面積 92.97メートル 【面積】建築面積・延床面積 92.97メートル 【面積】建築面積・延床面積 92.97メートル 【環在地に移築(第2センター建設のため)。入所 者の寮舎(住宅)として昭和56(1981)年頃まで 使用。7つあった夫婦舎のうちの1つ。 (国立駿河療養所・開所50周年記念誌』(平成7年)より) 昭和55(1980)年6月10日 羽衣寮夫婦棟患 者、新棟へ移転完了 【構成材料】・(昭和38(1963)年3月31日作成の財産台帳より) 屋根、厚型スレート葺・現在 外壁:モルタル 屋根:厚型スレート葺			1100
	火葬場		が、一度も使用されておらず、他の療養所にも存在するものであることを踏まえれば、その価値を見い出しにくい。		
	解剖室	・1978年に二代目として建設された。	・建設年代が比較的新しいことから、現時点では 建築史的価値を見出しにくい。		

E 包 亚 // 图	調査日	対象施設	概要		評価	備考
長島愛生園	2009/5/15	旧事務本館	(判読不能) 昭和13(1938)年12月28日増築 昭和27(1952)年9月15日増築 昭和28(1953)年8月31日増築	・旧事務本館(鉄筋コンクリート造2階建て、昭和5(1930)年)は、外観に当時の建物に特徴的な要素が見られる。それは、たとえば、上方に拡がるかたちでつけられたパラペット、2階の窓上部がアーチ形になっていることで、大正末期から昭和初期にかけて日本でも流行した、表現主義といわれる様式に属するものである。外壁のリシン仕上げもこの頃よ〈用いられたものである。外の部は改変され、当初の姿はほとんど失われている。 ら、外観に大正末期から昭和初期の特徴がよ〈示されている点に建築史的価値が認められる。		
		回春寮	[用途] 収容所 [建設年] 昭和5 (1930)年5月30日 [構造形式] 鉄筋コンクリート造及び木造 [規模] 地上1階 [面積] 建築面積・延床面積:206.04平方メートル [履歴]・回春寮も事務本館と同じ〈開園当初に建てられた建物の一つ。・・回春寮前の収容桟橋に降り立った患者たちを一時収容するための建物で、検診や病歴の確認等を行い、年齢、症状等に応じて各寮へ振り分けるまで10日程度留め置いた。昭和30年代初期まで行われていた。・・入所の際、回春寮前に敷かれたゴザの上に荷物を置かせ、園内持ち込みの禁じられている品(現金、麻薬、カメラ、懐中電灯、凶器、万年第)を没収するとともに、所持品をクレゾールで消毒した。また、患者たちは裸にされ、クレゾール入りの消毒風呂に入れられた。 [構成材料(財産台帳より)]・外壁:モルタル塗・屋根:厚型スレート葺	・回春寮(鉄筋コンクリート造平家、昭和5(1930)年)は、かなり傷んでいるが、当時の建物の雰囲気をよく残している。それは外観デザインや仕上げ、サッシュだけではなく、内部のデザインや漆喰仕上げを含め、ディテールにまで見られる。 以上の点に建築史的価値が認められ、補修して保存する価値がある。		

調査日	対象施設	概要		評価	備考
	浴場	(以下入所者への聞き取りによる) ・男子用の浴場として使用。	・浴場(筋コンクリート造平家、昭和5(1930)年)も本館や回春寮と同じ頃でつくられたもので、特に外観には当年をについてもらが残ったが残った場まで鉄筋コンク療養所にかけらった。といるでは、大田健輔)高い意識が示されている、内務省(光田健輔)高いなり認められるが、当初の姿を知りうる資料が認められる。		5
		【構造形式】木造 【規模】地上1階 【面積】建築面積・延床面積:163.27平方メート ル 【構成材料(現在)】 ・外壁:下見板張り・モルタル ・屋根: 瓦葺・トタン葺き(一部)	・所長官舎(木造平家、昭和5(1930)年)は、光田健輔が所長時代につくられたもので、玄関脇に洋風応接間(外観も洋風)があいる。それであるという、戦前の中流住宅の典型的な姿を備えた建物である。増築もあるようだが、当初の姿を資料によって確認できるならば、保存する価値は認められる。この建物は、光田健輔が住んでいた建物という点に史跡としての価値も認められる。愛生園の物を見ると、ほかの療養所に比べて費用がかけられていることがわかる。本館だけではなく、回春寮、そして浴場までも鉄筋コンクリート造に見られず、内務省が愛生園を療養所のモデルとして位置づけていたことがうかがえる。その予算獲得には、内務省の事務官僚に対する光田の強い働きかけがあった可能性も考えられる。		

調査日	対象施設	概 要		評 価	備考
	十坪住宅	には149棟が建設された。 ・十坪住宅は、民間の寄付による建築資金で、患	・十坪住宅が、いくつかが残っている。ただし、その後増築されて、面積はいずれも大きくなっているし、外観・内部ともかなり変えられている。資料などから、内部を含め当初の姿を確認できるならば、十坪住宅発祥の地という意味で、復元する意味が認められる。ただし、建物の傷みがかなり進んでいるのが懸念される。・前回調査での評価に特に付け加える点はない。		
	恩賜記念館	【用途】ホール 【建設年】昭和20(1945)年2月 【構造形式】地上1階、地下1階 【面積】建築面積:208.26平方メートル 延床面積:274.38平方メートル 延床面積:274.38平方メートル (「曙の潮流 長島愛生園入園者自治会史』より) 「1941(昭和16)年3月、青少年の育成と国民学校に準じた教育の施設賭して恩賜道場」は建設された。経費は、1940(昭和15)年10月13日、皇太后陛下よりのご貸し金とその他の寄付金併せて1万4千円を資材費に充てる計画で進められた。~(中略)~ようや〈1943(昭和18)年12月8日、上棟式を行い、1945(昭和20)年2月、間口五間、殿づ十二間半の恩賜道場が誕生したのである。 この工事は設計から幸島ですべて入園者の手によって行われた。外壁に貼られていたタイルも園内陶工部の手による愛生焼であり、九条家の家紋、"下がり藤"をデザインしたものであった。」 *九条家:貞明皇后の御生家・恩賜道場は当初の目的のために使われることはな〈、昭和25(1950)年からは名称を「恩賜記念館」に変更し、資料館として使用されてきた。 【構成材料(財産台帳より)】・屋根:セメント瓦葺・外壁:モルタル塗	・恩賜記念館(昭和20(1945)年)は、外壁腰壁に海鼠壁(倉敷に見られるようなもの)風の処理をした和風建築で、段差のある敷地に建つ。屋根勾配が棟からまっすぐ降り、軒の方だけに照り(反り)をつけるなど、簡略化した工法でつ(られている。建築史的価値を見いだすのはむずかしいが、海鼠壁風の処理や、その腰壁のタイルに楓(貞明皇后の紋)をあしらうなど、岡山の療養所らしさ(地域性)を表現しようとした点は注目される。・前回調査での評価に特に付け加える点はない。		

調査日		概 要		評	備考
nº9.EL	B 久高校新良田教室	[用途]高校 [建設年]昭和30(1955)年 [構造形式・規模] 特別教室:木造 地上1階 講堂:木造 地上1階 寄宿舎:木造 地上1階 「面積] 講堂:建築面積・延床面積 165.28平方メートル [履歴] ・昭和30(1955)年9月16日「岡山県立邑久高 等学校定時制課程新良田教室」開校式挙行。昭 和62(1987)年3月閉校。 ・特別教室、講堂、寄宿舎が現存。その他の施設 は取り壊し、焼失により残っていない。	・新良田教室(木造平家、昭和30(1955)年)は、当時の一般的な木造建築のやりかたでつくられた建物で、現時点では建築史的価値は見いだしにくい。 ・前回調査での評価に特に付け加える点はない。		iffel 'b
	監房	[用途]監禁室 [建設年]昭和5(1930)年12月15日 [構造形式]鉄筋コンクリート造 [規模]地上1階 [面積]建築面積・延床面積:26坪 [使用状況] (以下入所者への聞き取りによる) ・監禁室は昭和6(1931)年の開園から昭和28 (1953)年まで使用。 ・昭和39(1964)年精神病棟建設の際に埋められ、現在目に触れる部分は西側のコンクリート壁のみである。このコンクリート壁は土留め代わりとなっていたが、そのヒビ・たわみ(上からの土砂の圧力によると思われる)がひどくなったため、調査時は補強工事中であった。 [構成材料] ・外壁:モルタル塗			

調査日	対象施設	概 要		評 値	備考
	収容桟橋 「万 「大 「大 「大 「大 「大 「大 「大 「大 「大 「大	開途] 桟橋 建設年] 昭和5(1930)年11月15日 増改築年] 昭和12(1937)年2月15日 改築 昭和14(1939)年7月15日 「模様替」 昭和14(1939)年9月14日 新築 内的 (財産台帳記載の 使用状況) 昭和6(1931)年3月27日、全生園から 設者が上陸した際は、手影島を望む礼拝望 地点から上陸したが、その後、すべての患 つ桟橋から出入りすることとなった。 職員や面会人はすべて職員桟橋を利用。 いる桟橋を分けていた。	間 まま) 開拓 前の 省はこ	TIME TO THE PARTY OF THE PARTY	M45

	調査日	対象施設	概要		評価	備考
邑久光明園		少年少女舎	【用途】寮舎(住居) 【建設年】昭和14(1939)年	・少年少女舎(木造平家、昭和14(1939)年)は 傷みが相当ににひどく、建築史的価値を問題に できる状況にはない。		
		小中学校校舎 (光明学園)	【構造形式】木造	・前回の調査の後に改修され、資料館としての新 しい役割を与えられている。材料がかなり新材に 取り替えられているので、建築史的価値はさほど 認められないが、史跡としての価値は認められ る。	CONTRACT OF THE PARTY OF THE PA	

語	杏口 対象施設	- 概 要	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	備老
語	監房(監禁室)	概要 「用途」木工作業所 「建設年」昭和27(1952)年8月1日 「構造形式」木造 「規模」地上1階 「面積」建築面積・延床面積:270.75平方メート ル 「履歴] (以下財産台帳による) ・昭和27年度財団法人邑久光明園慰安会より寄付さる。 ・昭和30年度において16坪を増築。・昭和52年、43平方メートルを取り壊す。 「構成材料(現在)」・基礎:コンクリート打・外壁:下見板張り、押縁下見板張り、・屋根: 瓦葺 「建設年」昭和14(1939)年 「構造形式」、大造「規模」地上1階	が、前回調査時より傷みがひどくなっているのが 懸念される。 - 監房(旧・監禁室、1939年竣工)は復元なので、建築史的価値は認めにくいが、往時の様子をうかがわせる施設としての意義は認められると	備考
		「面積」建築面積・延床面積:10.36坪(監視室 建築面積・延床面積:4.68坪) [履歴] ・院長に与えられた懲戒検束権により、園内の規則を乱した患者を収容した。・(『風と海のなか 邑久光明園入園者80年の歩み』より)「白根の丘の上の監房は、東向きに、木尾の入り江を見下ろすように建てられ、約2間に5間のコンクリート壁で固められていた。東側に二つの鉄の扉の入り口があり、そこを入ると約三尺の廊下があった。房は四つに仕切られ、左から一、二は四畳半(らいの広さがあり、便所が造られていた。続(三、四は狭く独房であった。各房共正面は木の格子がはめられ、入り口は背をかがめなければ通れない程であった。床は板張りで、明かりとりは西側の壁の上方に小さ(空いていた。勿論鉄格子がはまっていた。東側の外壁に窓はなく、外気が通うとすればごの西の明かり取り窓だけであった。廊下の天井に薄暗いて、東側の外壁に窓はなく、外気が通うとすればこの西の明かり取り窓だけであった。廊下の天井に薄暗に電灯がこことあちらと二つあるだけ、入り口の鉄の扉を閉めれば各房では半暗室であった。」 [構成材料(現在)]・屋根:瓦葺・外壁:コンクリート壁		

	調査日	対象施設	概 要	評 価	備考
大島青松園	2010/4/19	木工所	【用途】木工所 【建設年】明治41(1908)年 【構造形式】、 【規模】地上1階 【履歴】 ・竣工当初は礼拝堂(講堂)として使用されていた。	・木工所(旧・礼拝堂、木造平屋、明治41(1908)年)は、同園の資料によれば、1908年竣工となっている。それが正しければ、全国立療養所のなかでおそら(現存最古の建物ということになる(ただし、サッシュなど、後の改変も認められる)。当初は礼拝堂だったらしいが、中は改装され、その面影はない。外装も少なくとも一部は変更されているのが認められる。ただ小屋組は古そうで、しかもトラス組(洋風小屋組)になっているのは注目される(おそら(中を無柱の空間にするために採用された工法)。完全には当初の姿をとどめていないものの、竣工年が記録通りであるならば、そこ価値を認めることができる。・今回の調査で自治会長からとアリングを行ったところによると、「1908年に竣工されたと思われる木工所は、火災により焼失しており、現存する木工所は、火災により焼失しており、現存する木工所は、焼失・建替えを示す状況は認められなかったが、現建物の残存状況から推察すると1908年以降に建替えが行われたものと考えることの方が自然と思われる。また、天井部の骨組を形成する梁の一部には相当古い木材を組み合わせている状況が見られ、場合によっては焼失したと証言のあった木工所から使用できるものを使った可能性も考えられるが、それを裏付ける証言は取れなかった。	
		霊交会キリスト教会	た。 ・アメリカのミッションより寄付が11,000円の寄付の申し出が長島愛生園にあったが、他の宗教	・霊交会キリスト教会(昭和9(1934)年)は、切妻屋 根を持つ平屋の建物で、その軸線上にではなく、右 側面に玄関がついているのが教会としてはやや異例 である。構造は、同園の資料に「木造」、「鉄筋コンク リート造」と記すものが併存するので、どちらかは力き リしない。しかし、内部のハンマー・ビームは木造(タ イ・バーは鉄製)なので、少なくとも小屋組は木造と見られる。 ・この建物はアメリカのプロテスタントの団体から1万 1千円の寄付を受けてつくられたという。玄関部や鐘 楼書わりには、当時日本で流行したフランク・ロイド・ライト風のデザインの香りが感じられる。窓はアルミ・サッシュに変えられているが、当初は腰壁があってそ の上にスチールの2段の近り出し窓がついていたらしい。また屋根は当初の萱材の上に現在のものを葺い ているらしい。以上のように、いくつかの改変が認め られるものの、玄関部や内部空間の主要部はかなり 当初の雰囲気をとどめていると見られ。またハン マー・ビームを用いるなど、教会建築のやり方に従お うという意識も感じられることから、この建物に建築史 的価値を認めることができる。 ・今回の調査で、この建物が、すりのでは、は発史 的価値を認めることができる。 ・今回の調査で、この建物が、すりのでは、 で、今回の調査で、この建物が、すりのでは、 の設計であることが判明した。大阪芸術大学所蔵の ヴォーリズ図面資料に同教会のものがある。竣工時には東側の出っ張りはなかったらいいことも確認できた。ヴォーリズスは、宣教師として来日し、近江八幡を ベースに活動したこともあって、ミッション系の建物を 数多く設計した建築家として知られる。彼の作品のひ とつとして注目される。	本協会には古い書物が多数存在している。

	調査日	対象施設	概要	評 価	備考
菊池惠楓園	2009/7/10	隔離壁	[用途] 塀 [建設年] 昭和4 (1929)年 [増改築年] 昭和27 (1952)年11月1日一部取り壊り [横造形式] 鉄筋コンクリート ブロック造 [履歴]・入所者の脱走防止のために、昭和4年、園の北東側と西側に設置された。現テントル・・昭和16 (1941)年、国に移管される際に、九州7県より寄付を受けた。・園の資料によると、南側には板塀、東側には掘りが設置されていたとのこと。また、園内でも患者居住地区と贈食言舎地区は高い板塀で仕切られていたとのことである。・隔離壁には入所者が開けた小さな穴がところどころに開いている。	・隔離壁(鉄筋コンクリート)は、「隔離」を象徴するもので、同様のものはほかの療養所には見られない。一部コンクリートがはがれている箇所があり、そこに露出する鉄筋が疎らでしかも細いことから、かなり安普請だったことがうかがわれる。この壁の場合は、それを含め、療養所のあり方を象徴するものとしての意味のほうを見るべきで、史跡として保存する意味はあると思われる。	
		監禁室	【用途】監禁室 【建設年】大正6(1917)年 【構造形式】木造 【規模】地上1階 【面積】建築面積・延床面積:48.76平方メート ル 【履歴】 ・大正(1917)6年4月竣工、昭和16年に国に移 管される際に、九州7県より寄付を受けた。 ・設置当時は監禁室の周囲をレンガの壁が巡ら されていたが、昭和30年に撤去されている。 ・戦後は病棟として使用された。 【構成材料(現在】 ・外壁:下見板張り、漆喰 ・基礎:レンガ ・屋根:瓦葺、一部トタン葺	・監禁室(木造平家)は、まわりの状態を含め、当初の姿をどの程度とどめているのかがわからないので、現時点では建築史的価値を判断できない。 ・前回調査での評価に特に付け加える点はない。	

調査日	対象施設	概要		评	備考
	旧事務本館	[用途]事務所 [建設年]昭和26(1951)年 [構造形式]鉄筋コンクリート [規模]地上2階 [履歴] ・(「菊池恵楓園50年史」より) 昭和26年 3月26日 第5期拡張工事(事務本館、病棟事務支所、独 身舎、夫婦舎など新築107棟5,037坪余)竣 工。	・旧事務本館(設計:厚生省、施工:竹中工務店、鉄筋コンクリート造2階建て、昭和26(1951)年)は、1950年頃の熊本につくられた建物の中ではもっとも本格的なもののひとつだったはずである。当時は敗戦直後で、しかも鉄筋コンクリート造の建物は、民需では昭和13(1938)年頃からつくれなくなっていた。この旧本館は約10年のブ		PB 7

	調査日	対象施設	概 要		評 価	備考
星塚敬愛園	2010/5/24		骨堂付近に造築した。戦後20年の間に上部の山が陥没し納骨堂内も湿気が充満し使用不能となったので、昭和49年9月に新納骨堂を宗教会館前に建設し、旧納骨堂から遷骨。 ・園においては、看板を立てパンフレットに掲載するなど、過去の面影を残す建物として残されている。	にある音平山陵に想を得てこのようなかたちでつくられたといわれる。しかし、両者の類似点は崖を掘り込んでつくるという点だけであり、庇部分などはまったく異なる。むしろ、吾平山上陵を含め、崖を掘り込んでつくるというこの地域に見られるやり方を適用した点や、その前に石張りと庇・列柱でつくられた礼拝空間のデザインがユニークな点を評価すべきであろう。このような形式の納骨堂は他に類例がないと思われるが、地域の歴史を背景に、敷地の特性を組み込んでユニークなとがないなどないます。		們"与
		旧火葬場	【用途】火葬場 【建設年】昭和10(1935)年頃(?) 【規模】地下1階 【構成材料】 ・建物は現存せず。 ・金と煙突部分のみ残っている。釜・煙突はレンガ(フランス積 み)、一部コンクリートによる。 ・レンガに刻印あり。	・火葬場跡(昭和10(1935)年頃、レンガ造、上屋は撤去)は、レンガ造の釜と煙突の跡が残っている。当初の姿はあまり残っておらず、建築史的価値を認めるのはむずかしいが、園の歴史を伝える史跡としての価値をみることはできよう。・・園においては、看板を立てパンフレットに掲載するなど、過去の面影を残す建物として残されている。・・前回調査での評価に特に付け加える点はない。		

「正义」リメモルニャの。 調査		概要		評 価	備考
	敬愛橋	(用途] 陸橋 [建設年] 昭和18(1943)年 [規模] 地上1階 [履歴] (「間面40周年記念誌」より) : 昭和18(1943)年2月11日 敬愛橋完成渡 始式」 ・(以下、園職員からの聞き取りによる) 会でき来するのに不便だったため、患者作業 により盛り土をしてつくられた。当初より川に架け る橋ではなかった。 ・平成12(2000)年に当初の敬愛橋を覆うかた ちでコンクリート、コンクリートタイルを張って造り 直した。	・敬愛橋(昭和18(1943)年)は、当初のもの (土盛りでつくられたらしい)に石張りが付加され ているとのことで、現状では当初の状態がどれほ ど残っているのか判断できず、建築史的評価の ための手がかりが得られない。 ・石張りが付加されており、当時の状況は確認出 来ない。	Section 1	
	仏教会館		昭和32(1957)年設立。施設を見学したが事前 の資料収集等ができなかったため、今回の建物 確認だけでは、歴史的建造物としての価値まで は判断できなかった。		
	水道施設	·今回追加調査。	今回は井戸水から貯水棟へポンプにより水を汲み上げ、自然流下により園内に水を供給するシステムを確認した。しかしながら、その後の話によるとこれとは別系統で取水溝から貯水池へ水を貯めるシステムがあったとのことであったが、事前の資料収集等ができなかったため、今回は確認できななかった。		

調	日 対象施設	概	要	評 価	備考
	カトリック教会	·今回追加調査。		昭和49(1974)年設立。施設を見たが事前の 資料収集等ができなかったため、今回の建物確 認だけでは、歴史的建造物としての価値までは 判断できなかった。	5

近又リカモに	調査日	対象施設	概 要	評 価	備考
奄美和光園	2010/5/25	旧納骨堂	(用途)納骨堂 [建設年]昭和38(1963)年 (構造形式]鉄筋コンクリート造 (規模)地上1階 (履歴) ・大西基四夫園長(当時)の依頼を受け、名瀬市 出身の彫刻家、基俊太郎が設計。 ・寄付により建てられたため、管理台帳等の記録はない。 ・昭和60(1985)年まで使用していた。	質は奇竹でまかなった。大四園長の考えで、小川の向こうの小さな平地に建てられたという。・建物全体を中心軸上の梁で支えるキャンティーレパー構造で、そのうえに隅を丸めた白いキューピックな建物が載っている。平面は28m四方の正方形である。屋根は緩勾配の片流れで、後方に樋を突き出して雨水を排出するようになってるた。樋下にはスリット状の明かりとりが縦に入っている。屋根中央にはドーム状のトップライトがあり、スリットからの光とあいまって、内部に荘厳な雰囲気をつくり出していたと見られる。基大人からの聞き取りによれば、俊太郎が建物を浮かせたのは湿気を避けるためであり、人口扉は(現状はアルミ・サッシュ)当初は木製フラッシュの両開き戸で、やや彩度を落とした緑色でペイントされていたという。また、ヒューマンスケールを制作のモットーにしていたので、小振りなものにしたという。今回内部には立ち入れなかったが、内部は一体空間で、両側の壁に木製棚を設け、骨壺を安置していたらしい。この建物は、敷地の状況をふまえながら、小規模ながら荘厳な雰囲気をつくりだしている建物で、デザイン的価値が評価できる。ハンセン病療養所全体を見渡して、最もデザインレベルの高い建物といえる。また、奄美出身の著名な芸術家が地元に残した作品であるという点でも、扉などを復元したうえでの保存を考慮すべき建物といえる。・建物前のキャノピーのための鉄骨架構が倒れているなど、り前の調査時よりま、傷みが後もでいるのが	開 行
		残骨集積場	【用途】残骨集積場 【構造形式】コンクリート造(?) 【履歴】 旧火葬場を使用していた頃に骨壺に収めきれなかった遺骨を処理したもの。	残骨集積場(昭和38(1963)年頃、コンクリート 造(?))は「建物」とはいいがたく、むしろ慰霊碑 建立などによって供養することを考えるべきもの	

調査日	対象施設	概要	評 価	備考
	解剖室·霊安室	【用途】解剖室·霊安室	·旧解剖室·霊安室(木造平屋、昭和46(1971)	
		【建設年】昭和46(1971)年3月	年)は、外壁のベニヤのデザイン的処理に工夫	
		【構造形式】木造	が見られるが(ローコストという制約の中で多少と	
		【規模】地上1階	も見栄えをよくしようという意識がうかがえるとい	
			うこと)、建設年代も新しく、現時点で建築史的な	
			価値を見いだすのはむずかしい。前回の調査時	
		【履歴】	よりさらに傷みが進み、屋根は壊れかかってい	
		・平成3(1991)年まで使用。解剖室では、お通		
		夜等も行っていた。		
		【構成材料】		
		・管理台帳より 屋根:トタン葺		
		現在 外壁:ベニヤ板張り		
		屋根:トタン葺	Company of the Compan	
		(上版:1725年		
			THE PARTY OF THE P	

	調査日	対象施設	概 要	評 価	備考
沖縄愛楽園	2010/7/2	発祥の地	き打ち事件」(青木恵哉の福音伝道拠点焼き打ち)の後、羽地内海の無人島ジャルマ島に避難し	・愛楽園発祥の地、退避壕(海岸縁のものも含む)とも、建築というよりも、洞窟のようなもので、建築史的価値認めにくい。むしる、沖縄の療養所の苦難の歴史を伝える史跡のようなものと考えられる(その点に注目して保存する意義はあり得る)。	
		防空壕	地帯に横穴壕を設置。	沖縄特有の柔らかい岩盤をくりぬいてつくられた防空壕。建築史的価値は認めにくいが、史跡としての評価はできる。将来公開を考える際には、落盤の可能性への配慮など、安全確認が必要と見られる。	
		貯水槽	【履歴】	貯水槽(鉄筋コンクリート造、昭和13(1938)年 頃)と官舎塀(鉄筋コンクリート造、昭和13(1938)年 8)年頃)は、いずれも建設年がはっきりしない が、空襲を受けているので、昭和13(1938)年 の開園から44年の空襲までの間に建てられたことになるが、戦時の状況を考えれば、また水が必 須であることを考え合わせれば、開園頃につくら れたと見るのが自然であろう。建築史的価値を認 めるのは難しいが、待避壕などと同様、沖縄の療 養所の苦難の歴史を伝える史跡と見るべきであ ろう(その点に注目して保存する意義はあり得る だろう)。 な お、沖縄MTL相談所の塀らしきものが発祥の地 のそばに一部残っている。その断面を見ると、粗 悪な材料でコンクリートが打たれていることが	

調査日	対象施設	概要	評 価	備考
	官舎地帯の塀	[用途]塀 [建設年]昭和13(1938)年頃(開設当初のもの) [構造形式]鉄筋コンクリート造 [規模]横幅13m×高さ1.9m×厚さ0.15m	見てとれ、当時の厳しい状況がうかがわれる。これについても建築史的価値は認めにくいが、園の歴史を伝える史跡としては注目される。	
	面会所		・面会所は、最初昭和13(1938)年に建てられ、それは木造だったらしいが現存せず、現在のものは昭和36(1961)年竣工の3代目の建物だという。建設年代が新しいことと、デザイン・技術的に注目すべき点は見受けられないので、建築史的価値は認めにくい。しかし、かつてこの建物のそばで、入所していた規とその子供が別々の木の下にいて会話をしていた(接触を禁じられていたため)という事実には、ハンセン病療養所のかつての運営の仕方を象徴する力があると認められ、それを何らかの形で伝えることを重要と考えられる。	

	調査日	対象施設	概要		評価	備考
宮古南静園	2010/12/9	ヌスドガマ	人の入所者が、5ヶ月間生活した。 ・薪は園より、水はヌスドガマ入口の崖下からバ	・崖地にあり、道路も無いため、陸側から現場に入ることは困難。かつては反対側にもうひとつ出入り口があったという(落盤のため、そこへの通路はふさがれている)。 干潮時には、砂浜沿いに歩いて現場に行くことができるが、それ以外の時には小舟でしか行くことができない。 ・天井には複数の亀裂(水がそこから滲み出して		
		官舎塀の弾丸跡	[用途]塀 [構造形式]鉄筋(?)コンクリート造 [履歴] ·宮古島初空襲の昭和19(1944)年10月10日 以前の設置と考えられる。	・官舎の塀には空襲の跡が残っている。塀自体には建築史的価値は認めにくいが、沖縄の療養所が被った戦災を伝える史跡としての意義は認められ得る。		
		島尻揚水施設	[用途] 島尻揚水施設 [建設年] 昭和24(1949)年 [構造形式] 鉄筋コンクリート造 [規模] 地上1階 [履歴] ・昭和40(1965)年7月に平良市より水が供給 されるまで、湧水、流水の組み上げに本施設を 使用していた。 ・土地は市所有。 [構成材料] ・外壁:コンクリート ・屋根:コンクリート	・コンクリート造の建造物だが、史料がないので現状がいつの時代のものなのか判定できず、建築史的価値は認めにくい。		
		旧水飲み場	【用途】水飲み場 【構造形式】コンクリート造 【使用状況】 ・水飲み場、洗濯場として使用。 ・「開園50周年記念誌」に、本施設について「戦 前よりの職員水源地」との記述がある。	・コンクリート造の建造物だが、史料がないので現状がいつの時代のものなのか判定できず、建築史的価値は認めにくい。		
		旧水浴び場	[用途]旧水浴び場 【構造形式]コンクリート造 【使用状況】 ・水のみ場、洗濯場、水浴び場として使用。 ・湧水を利用。	・建築ではなく、自然の地形を利用した施設で、 建築史的価値は認められない。しかし、かつての 園の戦時の苦難を偲ばせる史跡としての意味は あると考えられる。		

調査日	対象施設	7	概 要	評 価	備考
	監視所	· 今回追加調査。		・園南側高台に建造された監視所は収容所の実態を示す象徴的建物と見られるが、昭和17(1942)年に出火によって全焼したという。礎石の一部がいまも残っているが、当初の位置はわからないままで、設計図、写真等もないので、どのような建物であったのか、推測できず、建築物としての価値は認めがたい。	

歴史的建造物の保存等検討会の今後の進め方(案)

時期		備考	
平成24年9月18日	第1回	· これまでの経緯 · 今後の進め方 等	
平成24年10月~ 平成25年1月(予定)	第2回~ 第4回	 訪問調査の概要 各自治会等からのヒアリング (1回当たり4~5園 全13園) 普及啓発に資するため、歴史的建造物の保存等をどのように考えているか(将来構想との関係含む) 	
平成25年2月~ (予定)	第5回~ 第6回	・基本的な考え方の検討	